

高山駅西地区複合・多機能施設整備事業
設計・工事監理業務委託契約書（案）

令和 7 年 9 月 8 日

高山市

契約番号
各課番号

委託業務契約書（案）

1 委託業務の名称 高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 設計・工事監理業務委託

2 委託場所 高山市昭和町1丁目地内

3 履行期間 着手 本事業に係る工事請負契約の高山市議会の議決の日
完成 令和●年●月●日

4 契約金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

5 契約保証金 免除

6 委託業務の内容 別紙基本条件図書のとおり

上記の委託業務について、委託者と受託者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別記の約款によって委託業務の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを遂行するものとする。

また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、仮契約書記載の業務を共同連帯して受託するものとする。

ただし、この仮契約は、本事業に係る工事請負契約が高山市議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、議会の議決を経るまでの間において生じた損害については、委託者は一切の責任を負わないものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委 託 者

高山市花岡町2丁目18番地
高山市長

印

受 託 者

印

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、基本条件図書（本事業に関する事業者募集手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書及び事業者提案をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び基本条件図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため又は業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款若しくは基本条件図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び基本条件図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、原則として、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後10日以内に基本条件図書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内

に、受託者に対してその修正を請求することができる。

- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は基本条件図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(業務計画書の提出)

- 第3条の2 受託者は、業務に着手する場合は、この契約締結後14日以内に基本条件図書に基づいて業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は基本条件図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
 - 4 業務計画書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受託者は、委託者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧、又は複写させてはならない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、成果物（第37条第1項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する指定部分に係る成果物及び第37条第2項の規定により読み替えて準用される第31条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第7条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的

の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとし
ないにもかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、
第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第
1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12
条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、
別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

- 第6条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が基本条件図書において指定した
部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が基本条件図書において指定した部分を
第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらか
じめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が基本条件図書において指
定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名
称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保
護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履
行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただ
し、委託者がその履行方法を指定した場合において、基本条件図書（事業者提案を除く。）
に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったとき
は、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

- 第7条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第
3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、委託者に対し、成果物によって
表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）
に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利
を委託者に無償で譲渡するものとする。

（調査職員）

- 第8条 委託者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならな

い。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、基本条件図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び基本条件図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、基本条件図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、委託者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、基本条件図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第9条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第10条 受託者は、基本条件図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

- 第11条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者

の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第 12 条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 13 条 委託者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第 6 条第 2 項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求できる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 14 条 受託者は、基本条件図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 15 条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、基本条件図書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、基本条件図書に定めるところにより、業務の完了、基本条件図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(基本条件図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 16 条 受託者は、業務の内容が基本条件図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 17 条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 各基本条件図書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。

(2) 基本条件図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 基本条件図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等基本条件図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

(5) 基本条件図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、基本条件図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により基本条件図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(基本条件図書の変更)

第 18 条 委託者は、必要があると認めるときは、基本条件図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 20 条において「基本条件図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、基本条件図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 19 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第 29 条において「天災等」という。）であつて、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。なお、本項は、現場調査業務を委託する場合に適用する。

2 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。なお、現場調査業務を委託する場合は、「委託者は、」を「委託者は、前項の規定によるほか、」に読み替える。

3 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。なお、現場調査業務を委託する場合は、「前項」を「前 2 項」に読み替える。

（業務に係る受託者の提案）

第 20 条 受託者は、基本条件図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき基本条件図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、基本条件図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により基本条件図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第 21 条 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第 22 条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の短縮等）

第 23 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 24 条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 25 条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この約款の規定により、委託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 26 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。なお、この条は、現場調査業務を委託する場合に適用する。

(一般的損害)

第 27 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害

(次条第1項、第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(基本条件図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。なお、現場調査業務を委託する場合は、「第2項」を「第2項若しくは第3項又は第29条第1項」に読み替える。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償をおこなわなければならないときは、受託者がその損害額を負担する。なお、現場調査業務を委託する場合は、「及ぼした損害」を「及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)」に読み替える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(基本条件図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(基本条件図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。なお、本項は、現場調査業務を委託する場合に適用する。
- 4 前2項に規定する場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。なお、現場調査業務を委託する場合は、「前2項」を「前3項」と読み替える。

(不可抗力による損害)

第29条 成果物の引渡し前に、天災等(基本条件図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に従事する業務の出来形部分(以下この条及び第49条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び基本条件図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
- (1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。なお、この条は、現場調査業務を委託する場合に適用する。

(法令変更)

第29条の2

法令の変更により、損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、この業務の実施が不可能となったと認められる場合、又は法令の変更により、この契約若しくは基本条件図書に従って業務を履行するために追加費用が必要な場合、受託者は、委託者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、委託者及び受託者は、この契約及び基本条件図書の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更が生じた日から60日以内に前項の協議が整わない場合、委託者は、受託者に対して、当該法令変更に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。受託者は、当該指図に従い、この業務を継続するものとする。この場合における損害、損失又は追加費用の負担は、当該法令変更がこの業務に直接関係するものである場合（この業務に直接関係する税制度の新設・変更を含む。）には、委託者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は、受託者の負担とする。
- 3 前項の定めにかかわらず、法令変更が生じた日から60日以内に第1項の協議が整わない場合又は当該法令変更による委託者の損害、損失又は追加費用の負担が過大になると判断した場合には、委託者は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 法令変更により、基本条件図書の変更が可能となり、かつ当該変更によって請負代金

額の減額が可能な場合、委託者及び受託者は、協議により基本条件図書について必要な変更を行い、業務委託料を減額するものとする。

(業務委託料の変更に代える基本条件図書の変更)

- 第 30 条 委託者は、第 7 条、第 16 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 27 条、前条、第 33 条又は第 39 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて基本条件図書を変更することができる。この場合において、基本条件図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。なお、現場調査業務を委託する場合は、「第 27 条」を「第 26 条、第 27 条、第 29 条」に読み替える。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額し又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第 31 条 受託者は、業務を完了したときは、すみやかにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受託者の立会いの下、基本条件図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申し出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第 32 条 受託者は、前条第 2 項（同条第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、そ

の遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

- 4 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（引渡し前における成果物の使用）

第 33 条 委託者は、第 31 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前払金）

第 34 条 受託者は、契約金額が 400 万円以上の場合においては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約（以下本この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを委託者に請求することが出来る。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 委託者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、前払金の額がその増額後の業務委託料の 10 分の 3 に満たないときは、その増額後の請負代金額の 10 分の 3 から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを委託者に請求することができる。
- 5 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額（1 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定め

る。ただし、業務委託料が減額された日から 20 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 7 委託者は、受託者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 35 条 受託者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 36 条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額にかぎる。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第 36 条の 2 受託者は、業務の完了前に、受託者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中●回を超えることができない。

- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受託者の立会いの上、基本条件図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第 3 項による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の業務委託料相

当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額 $\times$ （9/10－前払金額/業務委託料）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第37条 成果物について、委託者が基本条件図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項において準用する第32条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が、前2項において準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- （1） 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料 $\times$ （1－前払金の額/業務委託料）

- （2） 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料 $\times$ （1－前払金の額/業務委託料）

（債務負担行為等に係る契約の特則）

第37条の2 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

- 3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前払金の特則)

第37条の3 債務負担行為等に係る契約の前払金については、第34条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第36条の2第1項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が基本条件図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が基本条件図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（●円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受託者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を読み替えて準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第37条の4 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下この条において「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第5項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 業務委託料相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔業務委託料相当額 $-$ （前会計年度までの履行高予定額 $+$ 履行高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の履行高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数（各会計年度末の最終部分払を含む）は、次のとおりとする。

年度 回

年度 回

年度 回

（第三者による代理受領）

第 38 条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条第 2 項（第 37 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する受託者の業務中止）

第 39 条 受託者は、委託者が第 34 条又は第 37 条第 1 項若しくは第 2 項において準用される第 32 条第 2 項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 40 条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- （1） 履行の追完が不能であるとき。
 - （2） 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3） 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4） 前 3 号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追

完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第 41 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 43 条及び第 43 条の 3 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第 42 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 40 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 43 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 45 条又は第 46 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第 43 条の 2 委託者は、受託者（受託者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、受託者に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 公正取引委員会が受託者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受託者が抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契

約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (5) 前号の命令により、受託者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

- 第43条の3 受託者は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、委託者に対し、違約金として業務委託料の10分の1に相当する額を委託者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、この契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する業務委託料の10分の1に相当する額のほか、委託者に対して違約金（違約罰）として業務委託料の10分の1に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前2項の規定は、委託者に生じた実際の損害額がこれらの規定に規定する違約金を合計した額を超える場合において、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 前3項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
 - 5 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散されているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項及び第2項に規定する違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該違約金の額を委託者に支払わなければならない。
 - 6 受託者が第1項及び第2項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は第42条又は第43条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第45条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第46条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定により基本条件図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第48条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下この条及び次条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 49 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、受託者は、第 42 条、第 43 条、第 43 条の 10 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 37 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金（第 37 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を、前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第 42 条、第 43 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 37 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 6 条第 3 項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

（1） 業務の出来形部分に関する撤去費用等この契約の解除が第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2 又は次条第 3 項の規定によるときは受託者が負担し、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定によるときは委託者が負担する。

（2） 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受託者が負担する。

6 第 4 項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることが

できず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。なお、第4項から第6項までは、現場調査業務を委託する場合に適用する。

- 7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときは委託者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段に規定する受託者の取るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。なお、現場調査業務を委託する場合は、「第3項後段」を「第3項後段及び第4項」に読み替える。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第50条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第42条又は第43条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 第3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第42条又は第43条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日に

おける政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第51条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第52条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項(第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が基本条件図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第 53 条 受託者は、基本条件図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(賠償金、違約金等の控除等)

第 54 条 受託者がこの契約に基づく違約金、遅延利息及び損害賠償金等を業務委託料の支払時までには納付しないときは、委託者は、当該請負代金額のうちからその金額を控除し、なお不足するときは更に請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、委託者は、受託者から納付期限の翌日から遅延日数につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した延滞金を請求することができる。

(紛争の解決)

第 55 条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者との間に紛争が生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者が折半し、その他のものは委託者と受託者のそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第 2 項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めたときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 56 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、

通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第 57 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。